

## 令和4年度保育所、幼稚園、認定こども園利用者負担額表

別表① 1号認定子ども（幼稚園、認定こども園の教育利用）

1号認定子どもの保護者が属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額)
階層 区分	定義		
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円
第2	第1階層及び第3階層から第5階層を除き、市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯を含む。）		0円
第3	市町村民税課税世帯（第2階層に該当するものを除く。）であって、その市民税所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	ひとり親世帯等 0円
			ひとり親世帯等以外の世帯 0円
第4	211,200円以下		0円
第5	211,201円以上		0円

別表② 2号、3号認定子ども（保育所、認定こども園の保育利用）

2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額） （上段は保育標準時間認定を受けた場合、下段は、保育短時間認定を受けた場合）	
階層区分	定義		3歳以上児	3歳未満児
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円	0円 0円
第2	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円 0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	0円	0円 0円
第3	市町村民税課税世帯（第2階層に該当するものを除く。）であって、その市町村民税所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満 ひとり親世帯等	0円	7,200円 7,200円
		ひとり親世帯等以外の世帯	0円	15,600円 15,440円
第4-1	57,700円未満	ひとり親世帯等に限る77,101円未満とする	0円	7,200円 7,200円
		ひとり親世帯等以外の世帯	0円	24,000円 23,680円
第4-2	97,000円未満		0円	24,000円 23,680円
第5	169,000円未満		0円	35,600円 35,120円
第6	301,000円未満		0円	48,800円 48,080円
第7	397,000円未満		0円	64,000円 63,040円
第8	397,000円以上		0円	73,560円 70,920円

## 備考

1 3号認定子どもの年齢については、特定教育・保育施設等において教育又は保育の提供が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢は、当該年度中に限り変更しないものとする。また、満3歳に達した日の属する年度中の2号認定子どもについては、本表の3歳未満児として取り扱うものとする。

2 「ひとり親世帯等」とは、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する世帯をいう。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に特定教育施設等を利用する3号認定子どもの保護者の世帯

(2) 次のいずれかに該当する児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

3 市町村民税所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割額をいう。）を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しない。この場合において、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

4 階層区分の基礎となる市町村民税については、当該年度の8月分の利用者負担額までは当該年度の前年度分の課税額を、9月以降の分については、当該年度分の課税額をもって利用者負担額を決定することとする。

5 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を控除して得た額をもって階層区分を決定することとする。

6 二本松市寡婦（夫）控除みなし適用に関する実施要綱（平成28年二本松市告示第91号）第6条に規定するみなし適用の認定を受けた場合には、地方税法第314条の2第1項第8号及び第3項に規定する額の所得控除が適用されたとみなして得られた市町村民税所得割額をもって階層区分を決定する。

7 教育・保育給付認定保護者が里親である場合における当該里親に係る利用者負担額は、別表の階層区分の第1に掲げる額とする。

8 別表における第2子以降の第3号認定子どもの利用者負担額は、次のとおりとする。

(1) 第1階層から第4-1階層の区分に属する場合は、特定被監護者等のうち、最年長者を第1子としたときの年長順に数えて第2子については、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降については、無料とする。ただし、第2階層、第3階層及び第4-1階層のひとり親世帯等の区分に属する場合は、第2子以降の3号認定子どもについて、無料とする。

(2) 第4-2階層から第8階層の区分に属する場合は、小学校就学前の特定被監護者等が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を2人以上利用している場合の利用者負担額は、当該小学校就学前子どものうち年齢が高い順から数えて第2子については、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、年齢が高い順から数えて第3子以降については、無料とする。

9 別表において、次に掲げる要件を全て満たす小学校就学前子どもの場合には、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄により計算して得た額をその小学校就学前子どもの利用者負担額とする。

(1) 特定教育施設等の利用を開始した日の属する月の初日（当該年度の4月1日の前日以前に利用を開始した小学校就学前子どもにあっては当該年度の4月1日）を基準日として、小学校就学前子どもの保護者が現に養育している児童手当法（昭和46年法律第73号）第3条第1項に規定する児童が3人以上いる世帯の小学校就学前子どもであること。

(2) (1)の小学校就学前子どものうち、年長者を第1子として、年長順に数えて第3子以降の小学校就学前子どもであること。

(3) (1)に定める基準日における年齢が満3歳未満であること。

第1欄	第2欄
ア 第4-2階層（ウに該当するものを除く。）	別表に定める額×0.5
イ 第5階層から第8階層まで（エに該当するものを除く。）	別表に定める額－（別表に定める額に0.25を乗じた額と小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分を第4-2階層とした場合の別表に定める額に0.5を乗じた額とを比較して高いほうの額）
ウ 備考8(2)に該当する小学校就学前子どもが属する世帯のうち第4-2階層に属する世帯	備考8(2)の規定による利用者負担額×0.5
エ 備考8(2)に該当する小学校就学前子どもが属する世帯のうち第5階層から第8階層まで	備考8(2)の規定による利用者負担額×0.75